

舟形町町制施行70周年記念事業「写真館『想いは未来へ』」実施要項

1. 趣旨

町では、令和6年12月に迎えた町制施行70周年を町民のみなさんと祝うとともに、さらなる発展に向けた「町制施行70周年記念事業」として、舟形町内で撮影された歴史を感じる貴重な写真や思い出深い写真を募集し、広報ふながたで紹介する「写真館『想いは未来へ』」を実施します。

2. 募集要領

次の項目を全て満たす作品を募集します。なお、写真は使用後に返却します。

① 舟形町のまちの人、暮らし、場所、歴史・文化など町の良さが伝わるような写真

② その他、次の条件を満たすこと

- ・ 写真、または写真データであること。なお、ネガフィルム及びポジフィルムの提出は不可。
- ・ 被写体に人物が含まれる場合はその人物の了承が得られ、紙面の広報ふながた、及びウェブサイト上で公開されるデジタル版広報ふながたに掲載可能な写真であること。
- ・ 舟形町内で撮影された写真であること。
- ・ 応募作品数は1回につき5点以内とすること。

3. 応募資格

舟形町に関心のある方ならどなたでも応募可能です。個人・団体を問いません。

4. 応募方法

返送先住所を記入の上、次の宛先に郵送や宅配便で送付するか、舟形町まちづくり課企画調整係まで持ち込みください。送付する場合、送料は応募者が負担ください。

また、応募用紙等に応募する写真にまつわるエピソード等のコメント及び未来へのメッセージを記載したものを添付してください。

【宛先】

〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形263番地

舟形町役場まちづくり課企画調整係

5. 募集〆切

令和7年10月31日（金）

6. 注意事項

- ① 応募する写真の選定にあたっては、第三者の肖像権、著作権その他の諸権利を侵害することのないように周知すること。第三者と紛争が生じた際は、応募者自身の責任と費用負担によって解決すること。
- ② 次の内容にあてはまると判断した場合は、選考の対象外とします。
- ・ 第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの。
 - ・ 公序良俗に反するもの。
 - ・ 立入禁止、撮影禁止場所で撮影されたもの。
 - ・ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為にあたるもの。
 - ・ 個人、企業、団体等を中傷したり、プライバシーを侵害するもの。

- ・ 他の個人、企業、団体等になりすましたもの。
- ・ 本事業の運営を妨げるもの。
- ・ その他広報担当課が不適切と判断するもの。

③ 応募内容やそれに関わるトラブルに関して、本町は一切責任を負いません。

※応募された写真は、広報活動や、町の広報のために作成するポスター、カレンダー、ウェブサイトなどに連絡なく無償で使用する場合があります。

7. 問い合わせ

舟形町役場まちづくり課企画調整係

〒999-4601 山形県最上郡舟形町舟形263番地

電話：0233-32-0104

Eメール:kikakupr@town.funagata.yamagata.jp